



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1392 和歌山県認定リサイクル製品の認定
(循環型社会推進課)
- 1393 特定非営利活動法人の設立認証の申請
(NPO協働推進課)
- 1394 " (")
- 1395 有害図書等の指定 (青少年課)
- 1396 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 1397 保安林の皆伐面積の公表 (森林整備課)
- 1398 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1399 新道路の供用開始等 (")
- 1400 道路の区域変更 (")
- 1401 新道路の供用開始等 (")
- 1402 道路の区域変更 (")
- 1403 新道路の供用開始等 (")
- 1404 道路の区域変更 (")
- 1405 " (")
- 1406 新道路の供用開始等 (")
- 1407 道路の区域変更 (")
- 1408 新道路の供用開始等 (")
- 1409 道路の区域変更 (")
- 1410 新道路の供用開始等 (")

○ 公安委員会告示

- 61 警備員指導教育責任者講習の実施
- 62 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

○ 選挙管理委員会告示

- 140 和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

○ 正誤

平成18年11月10日付け和歌山県報第1809号和歌山県告示第1329号中

告 示

和歌山県告示第1392号

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例(平成17年和歌山県条例第131号)第5条第3項の規定により、次の製品を和歌山県認定リサイクル製品として認定した。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

認定番号	申請者	製品名
18-1	株式会社キングジム大阪支店	保存ファイル
18-2	ウインナック株式会社	リサイクルトナーカートリッジ
18-3	ヒツエリサイクルセンター	再生骨材 (RC-30,40,単粒度)
18-4	有限会社合同リサイクルセンター	再生骨材(RC-40)
18-5	第一石産株式会社	再生骨材(RC-40)
18-6	有限会社ワコー産業	再生骨材(RC-40)
18-7	松阪興産株式会社	VS側溝リサイクル アートS・V側溝リサイクル
18-8	横浜ゴムMBW株式会社	ハマウエップ・間伐材駐車場
18-9	株式会社いこらジャーナル	天然有機コーヒーバイオ
18-10	株式会社岡利商事	刈草ベレット
18-11	株式会社真永	健康住炭
18-12	株式会社アースグリーン	アースソイル
18-13	コアラデグリーン株式会社	ワラビー(P-50,100)
18-14	コアラデグリーン株式会社	エコワラビー(P-50,100)
18-15	コアラデグリーン株式会社	グランドル間伐 (GK-20,30,40,50)
18-16	コアラデグリーン株式会社	ナチュラルシリーズ
18-17	シーテックス株式会社	エコフォームスライドタイプ
18-18	シーテックス株式会社	ウッドレール
18-19	シーテックス株式会社	ウッドマックス
18-20	シーテックス株式会社	ウッディウォール
18-21	シーテックス株式会社	安ら木(AHF-1)
18-22	シーテックス株式会社	ログガード

18-23	シーテックス株式会社	ティーキューブ
18-24	吉田実業株式会社	アースファイバー
18-25	株式会社サンゴ	テレフタロンAC
18-26	株式会社ダイキアックス大阪支店	エコ浄化槽、エコ水処理装置
18-27	株式会社クボタ滋賀工場	エコ浄化槽、エコ水処理装置
18-28	株式会社西原ネオ	エコ浄化槽、エコ水処理装置
18-29	大洋化学株式会社	エコハンズ・グレーチング
18-30	株式会社杉本興業	エコタイヤ
18-31	工房上田	植木鉢
18-32	工房上田	采槌
18-33	工房上田	手箕
18-34	工房上田	すし箱

和歌山県告示第1393号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年1月14日まで縦覧に供する。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 申請年月日
平成18年11月14日
- 名称
特定非営利活動法人和歌山県介護支援専門員協会
- 代表者の氏名
崎山賢士
- 主たる事務所の所在地
和歌山市太田421番地の1 駅前東ビル
- 定款に記載された目的
本会は、介護支援専門員の職務を遂行していくため、職域、所属の枠を超え、職業倫理の高揚に努め、また、介護支援サービスに関する知識・技術を研鑽し専門性を高め、介護支援専門員の資質及び社会的地位の向上に資すると

もに、県民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1394号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年1月14日まで縦覧に供する。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 申請年月日
平成18年11月14日
- 名称
特定非営利活動法人和歌山からJリーグチームをつくる会
- 代表者の氏名
濱田勝
- 主たる事務所の所在地
和歌山市十一番丁10番地 Jamビル
- 定款に記載された目的
この法人は、和歌山にJリーグチームをつくる為の支援を行うと同時に、和歌山県における様々なスポーツの普及、振興に努め、県民の体力向上及び、意識向上、スポーツを通じての犯罪防止、青少年健全育成を行い、和歌山県全体における経済・文化等の活性化に寄与し、スポーツの盛んな和歌山、「元気な和歌山」を目指すことを目的とする。

和歌山県告示第1395号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成18年11月21日、指定した。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	実話マッドマックス 12月号	15279-12	コアマガジン
雑誌	ホットヘブン関西版 172号	28024-11/24	ダブリュオウコーポレーション
月刊誌	ピンキーマガジン vol.23	不明	H(アッシュ)
月刊誌	スコラ 12月号	15401-12	スコラマガジン

月刊誌	ケータイバンディッツ 12月号	13319-12	ミリオン出版
月刊誌	特冊新鮮組DX 12月号	06681-12	竹書房
雑誌	最新お宝写真ハプニング集 秘蔵版 vol.9	66788-35	桃園書房
雑誌	発掘!!お宝映像ハプニングアイドル集 12月号	17429-12	桃園書房
雑誌	エンタの女神 vol.2	11404-12	マイウェイ出版
月刊誌	月刊クリーム 12月号	03299-12	ワイレア出版
月刊誌	シティヘブン関西版 12月号	14273-12	ダブリュオウコーポレーション
月刊誌	まんぞく関西 12月号	02203-12	シーズ情報出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1396号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
エバグリーン広瀬店
和歌山市元町奉行丁二丁目66番地 他
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社廣甚
代表取締役 廣岡聖司
和歌山市元町奉行丁二丁目65番地
- 変更する(しようとする)事項
(1)大規模小売店舗を設置するものの所在地

(変更前)和歌山県有田郡湯浅町湯浅1590
(変更後)和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

(2)大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前)1,670㎡

(変更後)2,394㎡

(3)駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物西側(縦覧図書別添変更前建物配置図 駐車場①)	43台

(変更後)

位 置	収容台数
建物西・北側(縦覧図書別添変更後建物配置図 駐車場①)	89台

(4)駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物西側(縦覧図書別添変更前建物配置図 駐輪場①)	5台
建物西側(縦覧図書別添変更前建物配置図 駐輪場②)	5台
建物西側(縦覧図書別添変更前建物配置図 駐輪場③)	5台

(変更後)

位 置	収容台数
建物西側(縦覧図書別添変更後建物配置図 駐輪場①)	32台
建物西側(縦覧図書別添変更後建物配置図 駐輪場②)	12台

(5)荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位 置	面 積
建物北東側(縦覧図書別添変更前建物配置図 荷さばき施設①)	84㎡
建物南西側(縦覧図書別添変更前建物配置図 荷さばき施設②)	36㎡

(変更後)

位 置	面 積
建物北東側(縦覧図書別添変更後建物配置図 荷さばき施設①)	40㎡
建物南西側(縦覧図書別添変更後建物配置図 荷さばき施設②)	72㎡

(6)廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	容 量
建物北側(縦覧図書別添変更前建物配置図 廃棄物保管施設①)	15㎡
建物南側(縦覧図書別添変更前建物配置図 廃棄物	

保管施設②)	8m ³
--------	-----------------

(変更後)

位置	容量
建物南側(縦覧図書別添変更後建物配置図 廃棄物保管施設①)	11.4m ³

(7) 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場①	2箇所	建物西側 (縦覧図書別添変更前建物配置図 出入口①、②)

(変更後)

駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場①	3箇所	建物西側 (縦覧図書別添変更後建物配置図 出入口①、②) 建物北側 (縦覧図書別添変更後建物配置図 出入口③)

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前8時～午後8時

(変更後) 午前6時～午後8時

4 変更の(する)年月日

3の(1)について 平成16年12月24日

3の(2)～(6)及び(8)について 平成19年7月18日

3の(7)について 平成18年12月1日

5 変更の(する)理由

3の(1)について 本社所在地移転のため

3の(2)～(8)について 店舗増床のため

6 届出年月日

平成18年11月17日

6 届出の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

7 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成18年12月1日から平成19年4月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1397号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成18年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積 (ヘクタール)
紀南地域水源かん養保安林	2,881.28
紀中地域水源かん養保安林	1,914.61
紀北地域水源かん養保安林	303.89
紀南地域土砂流出防備保安林	754.65
紀中地域土砂流出防備保安林	367.11
紀北地域土砂流出防備保安林	398.72
紀南地域干害防備保安林	9.28
紀中地域干害防備保安林	7.18
紀北地域干害防備保安林	15.72
和歌山県全域保健保安林	156.28

和歌山県告示第1398号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 日置川大塔線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
		メートル	メートル	
西牟婁郡白浜町小房字地下ノセド356番地先から同町小房字地下ノセド353番1地先まで	旧	4.30 } 9.90	220.00	
同上	新	6.20 } 25.60	220.00	

和歌山県告示第1399号

平成18年和歌山県告示第1398号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年12月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県告示第1400号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 日置川大塔線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町口ヶ谷字藤野苔ヶ84番1地先から同町口ヶ谷字藤野苔ヶ840番1地先まで	旧	6.20 } 18.20	253.55	
同上	新	10.00 } 31.70	253.55	

和歌山県告示第1401号

平成18年和歌山県告示第1400号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年12月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県告示第1402号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 南紀白浜空港線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町堅田字箱嶋2566番1地先から同町堅田字箱嶋2567番4地先まで	旧	17.70 } 28.70	93.80	
同上	新	20.10 } 34.20	93.80	

和歌山県告示第1403号

平成18年和歌山県告示第1402号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年12月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県告示第1404号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市龍神村福井字上八平394番1地先から同市龍神村福井字小菅470番1地先まで	旧	6.00 } 29.00	475.00	国道425号と重用 L=475.00
同上	新	6.00 } 29.00	475.00	国道425号と重用 L=475.00
同上	新	6.00 } 66.10	435.00	国道425号と重用 L=435.00

和歌山県告示第1405号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市龍神村福井字津越上2033番地先から同市龍神村福井字弥谷1270番1地先まで	旧	4.80 } 17.90	324.90	宮ノ瀬橋 L=91.83

同上	新	4.80 } 17.90	324.90	宮ノ瀬橋 L=91.83
同上	新	8.20 } 40.00	256.83	宮ノ瀬橋 L=85.00

和歌山県告示第1406号

平成18年和歌山県告示第1405号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年12月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県告示第1407号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 市鹿野鮎川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市鮎川字愛賀合2353番2地先から同市鮎川字愛賀合2359番9地先まで	旧	4.50 } 13.30	366.00	
同上	新	7.80 } 31.10	376.20	

和歌山県告示第1408号

平成18年和歌山県告示第1407号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年12月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県告示第1409号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 下川上牟婁線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡上富田町市ノ瀬字両平野1390番4地先から同町市ノ瀬字平野1299番地先まで	旧	3.70 } 8.50	90.60	
同上	新	6.90 } 17.00	90.60	

和歌山県告示第1410号

平成18年和歌山県告示第1409号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年12月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年12月1日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第61号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成18年12月1日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 講習に係る警備業務の区分、実施期間、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場 所	定員
法第2条第1項第1号の業務に係る警備員指導教育責任者講習(以下「特例措置講習(1号)」という。)	平成19年2月5日(月)から平成19年2月8日(木)までの4日間	和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛	60名
法第2条第1項第2号の業務に係る警備員指導教育責任者講習(以下「	平成19年2月19日(月)から平成19年2月21日(水)までの3日間	同上	同上

特例措置講習 (2号)」とい う。)			
--------------------------	--	--	--

2 講習の対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者とする。

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、下記の区分に応じた申出期間内に(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話:073-423-3344)に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

区 分	提 出 期 間
和歌山県内に所在する営業所に所属し、受講する警備業務の区分に係る警備業務について、警備員指導教育責任者として選任されている者	平成18年12月18日(月)から平成18年12月22日(金)まで(各日とも午前9時から午後5時まで)
上記以外の者	平成18年12月20日(水)から平成18年12月22日(金)まで(各日とも午前9時から午後5時まで)

(2) 事前申出受付時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)
- エ 申出の際は、受付担当者の問いに返答するのみとし、申出者から質問等はしないこと。この講習に関して不明な点がある場合は、事前に下記7の問い合わせ先へ確認しておくこと。
- オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間等

受講申請書等の提出期間及び提出先については、講習の種別を問わず下記のとおりとする。

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
教習指導員審査(大型) 教習指導員審査(普通)			

提 出 期 間	提 出 先
成19年1月9日(火)から平成19年1月11日(木)まで(各日とも午前9時から午後5時まで)	和歌山県内の最寄りの警察署 (受講予定者自身が提出すること。)

(2) 提出方法等

上記3により、事前申出を受付された者は、上記4の(1)に掲げる提出期間内に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合、又は事前申出後において受講対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)1枚をちょう付すること。

イ 旧資格者証の写し

(3) 手数料

手数料は、和歌山県証紙にて納付すること。

- ア 特例措置講習(1号) 23,000円
- イ 特例措置講習(2号) 14,000円

5 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
電話:073-423-0110(内線 3027・3028)

和歌山県公安委員会告示第62号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。)第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成18年12月1日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

教習指導員審査(普自二) 教習指導員審査(大特) 教習指導員審査(牽引) 教習指導員審査(普通二種) 教習指導員審査(大型二種)	教習に関する技能及び知識	平成19年2月7日(水)から同年2月9日(金)までの3日間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
技能検定員審査(大型) 技能検定員審査(普通) 技能検定員審査(普自二) 技能検定員審査(大特) 技能検定員審査(牽引) 技能検定員審査(普通二種) 技能検定員審査(大型二種)	技能検定に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成18年12月19日(火)から同年12月25日(月)までの毎日(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

- ア 運転免許証
- イ 審査申請書(申請場所所定の用紙を交付する。)
- ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- エ 写真(申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの)1枚

(4) 審査手数料

- ア 教習指導員審査手数料

12,550円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

イ 技能検定員審査手数料

22,050円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課(電話 073-473-0110 内線363)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第141号

平成18年7月30日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年12月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成18年7月30日執行和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,539,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	奥村規子	所属党派	日本共産党	期間	8月9日から 8月22日まで	第2回分
出納責任者氏名	前久					
収入						
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円			
その他の寄附			円			
支出						
人件費						円
家屋費						50,000 円
選挙事務所費						50,000 円
集合会場費						円
通信費						7,427 円
交通費						円
印刷費						614,250 円
広告費						円
文具費						円
食糧費						円
休泊費						円

その他の収入	20,000 円	雑 費	円
今回計	20,000 円	今回計	671,677 円
前回計	300,000 円	前回計	258,800 円
総 計	320,000 円	総 計	930,477 円

報告書受理年月日	平成18年10月23日	第2回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	前岡正男	所属党派	無所属	期間 8月22日から 8月22日まで 第2回分
出納責任者氏名	前岡智夫美			

収入			支出	
主たる寄附			人件費	円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	円
			選挙事務所費	円
			集会会場費	円
			通信費	11,971 円
			交通費	円
			印刷費	548,520 円
			広告費	円
			文具費	円
			食糧費	円
その他の寄附		円	宿泊費	円
その他の収入		円	雑 費	22,585 円
今回計		円	今回計	583,076 円
前回計		1,052,500 円	前回計	941,140 円
総 計		1,052,500 円	総 計	1,524,216 円

報告書受理年月日	平成18年10月25日	第2回報告分
----------	-------------	--------

正 誤

正 誤

平成18年11月10日付け和歌山県報第1809号和歌山県告示第1329号中

ページ	段	行目	誤	正
7	右	下から15	大字西本庄	西本庄